

小学校入学予定者に対する新入学学用品費の入学前支給について（お知らせ）

尼崎市教育委員会

1 対象となる方

申請日時点で尼崎市に住民票があり、令和9年度に尼崎市立小学校へ入学予定のお子さまの保護者で、次のいずれかに該当する方（※生活保護受給中の方は申請できません）。

(1) 世帯の所得が一定の基準額以下の方

世帯人数ごとの所得基準額（目安）は次のとおりです。

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	6人から1人増すごとの加算額
所得基準額 (円)	2,020,000	2,448,000	2,871,000	3,146,000	3,610,000	464,000

※単身赴任等、住民票が別であっても生計を一にしている場合は同居者に含みます。

※所得の有無にかかわらず、必ず所得の申告を済ませておいてください。未申告の場合、審査することができません。

(2) 児童扶養手当を受給している方

(3) 上記(1)・(2)のいずれにも該当しないが、特別な事情がある方

ア 令和8年1月2日以降に保護者が離婚

イ 令和7年1月1日以降に生計維持者が失業

ウ 別居（学事企画課にご相談ください。）

2 支給金額 児童1人につき **64,300円**（令和7年度実績）

3 申請方法

＜電子申請での手続＞

申請期間	令和8年11月2日（月）から令和9年1月15日（金）まで
申請方法	QRコード又はURLから尼崎市ポータルサイトにアクセス
URL	https://lgpos.task-asp.net/cu/282022/ea/residents/procedures/apply/d2464fa4-5fb5-4b33-bef3-a11423723e39/start



尼崎市ポータルサイト

＜郵送での手続＞

申請期間	令和8年11月2日（月）から令和9年1月15日（金）まで※当日消印有効
申請方法	申請書（尼崎市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付して郵送
宛先	〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号 学事企画課 宛

＜窓口での手続＞

申請期間	令和8年11月2日（月）から令和9年1月15日（金）まで 午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日、休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。）
申請方法	申請書（尼崎市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付して提出
受付場所	尼崎市教育・障害福祉センター3階 学事企画課 （尼崎市三反田町1丁目1番1号）

5 必要書類

対象者		必要書類
申請者全員		振込先の通帳又はキャッシュカード
識 ち の 方	令和8年1月1日時点で尼崎市外在住	令和8年度市町村民税・都道府県民税課税額証明書
	特別事情(令和8年1月2日以降に離婚)	離婚日及び子の親権を確認できる書類 (離婚受理証明書など)
	特別事情(令和7年1月1日以降に失業)	退職日を確認できる書類 (離職票、雇用保険受給資格者証など)
	特別事情(別居)	別居の事実が証明できる書類 ※学事企画課にご相談ください。

6 支給時期

令和9年3月中旬頃(予定) ※支給方法や支給日の詳細は、認定後に別途お知らせします。

7 注意事項

- (1) 入学予定の小学校への申請はできません。
- (2) 申請後に、進学先の変更や尼崎市外への転出、生活保護の受給開始等がありましたら、早急に学事企画課までご連絡ください。支給後にこれらの事実が判明した場合は、小学校新入学学用品費を返還していただくことがあります。
- (3) 「小学校新入学学用品費」の支給は、就学援助の一つであり、入学前又は入学後のいずれかにおいて支給を受けることができます。今回の入学前支給を受けた方は、入学後に再び「小学校新入学学用品費」の支給を受けることはできません。

今回の申請をしなかった方で、令和9年度の就学援助申請で認定となった場合は、入学後に今回と同様の支給が受けられます。学校を通して申請のご案内をいたしますので、入学後に改めて申請してください。入学前支給と入学後の就学援助では、審査に使用する所得の年度が異なるため、審査結果に相違が生じる場合があります。

【お問い合わせ先】尼崎市教育委員会事務局 学事企画課 電話：06-4950-5671